

茨木市家庭保育施設等あっせん及び助成要綱

茨木市家庭保育施設等あっせん及び助成要綱（平成15年4月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項ただし書の規定に基づき、保育に欠ける乳幼児（以下「児童」という。）を簡易保育施設及び家庭保育施設（以下これらを「家庭保育施設等」という。）にあっせんし、その保育に係る費用を助成することにより児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象児童）

第2 家庭保育施設等へのあっせん対象児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する児童
- (2) 心身ともに健康である児童
- (3) 出生後8週間以上3歳未満である児童
- (4) 前3号に定めるもののほか、児童の保護者が次のアからキまでのいずれかに該当し、保育にあたる者がいない児童
 - ア 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
 - イ 昼間に居宅内で該当児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
 - ウ 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
 - エ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
 - オ 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
 - カ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
 - キ 市長が認めるアからカまでに類する状態であること。

（委託あっせんの申込み）

第3 家庭保育施設等への委託あっせんを希望する者（以下「委託希望者」という。）は、家庭保育施設等委託あっせん申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による家庭保育施設等委託あっせん申込書の提出があったと

きは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、委託あっせんの認否を決定し、委託希望者に家庭保育施設等委託あっせん決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（対象施設）

第4 児童の委託あっせんは、次の各号のいずれにも該当する家庭保育施設等を対象として行う。ただし、企業、労働組合その他の団体が当該団体に所属する者の児童のみを対象として保育するための保育施設及び営利的託児を目的とする保育施設を除く。

(1) 茨木市内に所在すること。

(2) 保育室が1階（市長が特に安全であると認めた場合を除く。）にあり、保健衛生上必要な設備を備えており、その広さは、児童1人当たり3.3㎡以上有していること。

(3) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。

(4) 給食に必要な衛生的な設備を有すること。

(5) 消火用具その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

(6) 施設長は、保育士、看護師、助産婦、保健師若しくは教諭の資格を有する者又はこれらに準ずると市長が認める者であること。

(7) 保育に従事する者の数は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に規定する数以上であり、かつ、保育に従事する者のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあっては、2分の1）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。

(8) 開設日は、やむを得ない特別の事情が生じた場合を除き、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月4日までの期間を除く毎日であること。

(9) 保育時間は、午前8時から午後5時以降までとしていること。

(10) 家庭保育施設等の付近の開業医を嘱託医として選定確保していること。

(11) 事故等による児童の負傷等に対処するため、障害保険に加入していること。

(12) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施していること。

（受託あっせんの申込み）

第5 児童の受託あっせんを希望する施設長は、家庭保育施設等受託申込書（様式第3号）に施設長及び職員の健康診断書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による家庭保育施設等受託あっせん申込書の提出があったときは、実地調査をし、審査の上、その認否を決定する。

3 前項の審査の結果、適当と認めた家庭保育施設等（以下「認定施設」という。）については、施設長に家庭保育施設等認定通知書（様式第4号）により通知する。

(認定の取消し)

第6 市長は、認定施設において第4に掲げる要件を欠くに至ったとき、その他不相当と認められる事情が生じたときは、認定を取り消すものとする。

2 認定施設が児童福祉施設（保育所）として認可され、開所したときは、当該認定施設の長は、認定の取消届を市長に提出し、市長は、当該認定を取り消すものとする。

(あっせん児童定員)

第7 認定施設にあっせんする児童の定員は、認定施設1か所につき3人以上30人未満とする。

(認定施設における保育の期間)

第8 児童の認定施設における保育の期間は、委託あっせんにより児童が当該施設に入所した日の属する年度内とする。ただし、第2及び第4の要件を欠くに至ったときは、その日までとする。

(保育料の助成)

第9 市長は、委託あっせんを決定した児童の保護者に対し、保育助成金として家庭保育施設等助成金基準表（別表）に定める金額を助成する。

2 前項の助成金は、保育日数が1月について15日未満のときはその半額とし、月の途中で入退所のときは日割計算（1月を25日とみなす。）によって得られた額とし、その額は、助成金を超えない範囲内とする。

3 第1項の保育助成金の交付申請から受領までの権限は、保護者が施設長に委任し、施設長が申請し、請求し、及び受領するものとする。

4 第6第2項により認定を取り消したときは、第1項の規定による保育助成金の助成は当該取消日までとし、助成金額の計算方法は、第2項の規定によるものとする。

(保育助成金の交付手続)

第10 保育助成金の交付を受けようとするものは、家庭保育施設等保育助成金交付申請書（様式第5号）その他必要な書類を当該月の翌月5日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において保育助成金を決定し、当該申請をしたものに対し家庭保育施設等保育助成金交付決定通知書（様式第6号）により通知する。

3 前項の家庭保育施設等保育助成金交付決定通知書を受けたものは、家庭保育施設等保育助成金交付請求書（様式第7号）を指定された期日までに市長に提出し、保育助成金の交付を請求しなければならない。

(施設助成)

第11 市長は、認定施設に対し、保育に必要な物品等の購入のため施設助成金として、

第7に規定するあっせん児童定員数に15,000円を乗じて得た金額を助成する。

- 2 前項の助成金は、年度の当初月から6月以上運営する認定施設に対して交付する。
(施設助成金の交付手続)

第12 施設助成金の交付を受けようとするものは、家庭保育施設等施設助成金交付申請書(様式第8号)を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において施設助成金を決定し、当該申請者に家庭保育施設等施設助成金交付決定通知書(様式第9号)により通知する。
- 3 前項の家庭保育施設等施設助成金交付決定通知書を受けたものは、家庭保育施設等施設助成金交付請求書(様式第10号)を指定された期日までに市長に提出し、施設助成金の交付を請求しなければならない。

(報告)

第13 施設長は、毎月の受託状況を当該月の翌月5日までに受託状況報告書(様式第11号)により市長に報告しなければならない。

- 2 施設長は、受託の解除等については、市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、受託状況につき施設長に随時報告を求めることができる。

(指導)

第14 市長は、第13第3項の報告により指導すべき事項を発見した場合は、適切な指導を行い、施設長は、その指導事項を守らなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、施設の運営について指導することができる。

(帳簿等の整備)

第15 施設助成金の交付を受けたものは、当該施設助成に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

- 2 施設助成金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第16 施設助成金の交付を受けたものは、当該施設助成の施行に関する書類及び帳簿等を、当該施設助成が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(助成の取消し等)

第17 市長は、助成金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第18 市長は、助成金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年6月10日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月23日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

別表

家庭保育施設等助成金基準表

(単位：円)

階層	階層決定基準	助成額(月額)	
		0歳児の場合	1、2歳児の場合
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び前年分所得税が非課税であって、前年度分の市民税非課税母子世帯等	97,000	97,000 ²⁾
B	前年分所得税が非課税であって、前年度分の市民税非課税一般世帯	90,300 (93,700)	90,300 (93,700)
C	前年分所得税が非課税であって、前年度分市民税所得割額のある母子世帯等	83,200 (90,100)	83,200 (90,100)
D	前年分所得税が非課税であって、前年度分市民税所得割額のある一般世帯	82,400 (89,700)	82,400 (89,700)
E	前年分所得税が40,000円未満の世帯	74,500 (85,800)	74,500 (85,800)
F	前年分所得税が40,000円以上103,000円未満の世帯	63,700 (80,400)	63,700 (80,400)
G	前年分所得税が103,000円以上413,000円未満の世帯	51,300 (74,200)	51,300 (74,200)
H	前年分所得税が413,000円以上734,000円未満の世帯	37,000 (67,000)	37,000 (67,000)
I	前年分所得税が734,000円以上の世帯	19,000 (58,000)	31,100 (64,100)

備考 次に掲げる場合の児童の保護者には、()内の助成額を適用する。

- (1) 認定施設に入所する児童と同一世帯に属する他の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスを利用している就学前児童である場合
- (2) 認定施設に入所する児童と同一世帯に属する児童が、すでに認定施設に入所している場合で、当該児童が2人目以降として入所する場合

様式第1号

No.

家庭保育施設等委託あっせん申込書

平成 年 月 日

(申込先) 茨木市長

下記児童の家庭保育施設等委託あっせんを申し込みます。

保護者 住 所
氏 名
電 話

印

区分	氏 名	続柄	年齢	生年月日	性別	勤 務 先	健 康			
入所 児童		本人								
家 族 状 況		父			男					
		母			女					
あっせん希望先				申込保育所	保育所					
保育を必要とする理由										
委託 希望	期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
	時間	午前	時	分	～	午後	時	分		

様式第2号

茨 第 号
平成 年 月 日

様

茨木市長



家庭保育施設等委託あっせん決定通知書

平成 年 月 日付け申込みのありました家庭保育施設等委託あっせんについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、入所時に施設長に児童の健康診断書を提出してください。

記

児 童 名		男・女	生年月日	年 月 日生
あっせん先				
あっせんの 期 間	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
助成金の 月 額		円	階 層	

(申込先) 茨木市長

所在地
施設名
代表者名
電話



家庭保育施設等受託あっせん申込書

下記のとおり家庭保育施設等受託あっせんを申し込みます。

施設名			所在地	茨木市		
経営主体	個人・その他 ()					
定員	3歳未満児 人					
保育年齢	生後 か月から3歳未満					
休所日	日曜・祝日・年末年始 (月 日 ~ 月 日) その他 ()					
保育時間	原則	午前 時 分 ~ 午後 時 分				
	延長	午前 時 分 ~ 午後 時 分				
職名	氏名	生年月日	資格等	専任・兼任	健康状態	
施設長						
保険加入の有無		有・無	種類			
保険加入期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
施設長不在時の代理者			住所			
指定医			住所			
施設 の 状 況	所有関係	自己・借用	構造	階建 造		
	施設平面図					

様式第4号

茨 第 号
平成 年 月 日

様

茨木市長

印

家庭保育施設等認定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのありました受託あっせんについて、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
登録番号	
定員	人（3歳未満児）

(申請先) 茨木市長

保護者
住 所
氏 名
代理人
所 在 地
施 設 名
代表者名

印

茨木市家庭保育施設等保育助成金交付申請書

茨木市家庭保育施設等保育助成金の交付を次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 保育状況 (平成 年 月分)

NO.	児 童 名	階層	金 額	開所 日数	通所 日数	欠席 日数	備 考

上記のとおりであることを証明します。

所 在 地
施 設 名
代表者名

印

様式第6号

茨木市指令 第 号

保護者
住 所
氏 名
代理人
所 在 地
施 設 名
代表者名

様

茨木市家庭保育施設等保育助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付け申請の茨木市家庭保育施設等保育助成金は、次の条件を
付けて、金 円を交付します。

条 件

平成 年 月 日

茨木市長

印

様式第7号

平成 年 月 日

(請求先) 茨木市長

保護者
住 所
氏 名
代理人
所 在 地
施 設 名
代表者名

印

茨木市家庭保育施設等保育助成金交付請求書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市
家庭保育施設等保育助成金を次のとおり請求します。

1 金 額 円

2 対象児童

様式第8号

平成 年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
施設名
代表者名

印

茨木市家庭保育施設等施設助成金交付申請書

茨木市家庭保育施設等施設助成金の交付を次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
(1) 家庭保育施設等認定通知書 (写し)

様式第9号

茨木市指令 第 号

所在地
施設名
代表者名

様

茨木市家庭保育施設等施設助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付け申請の茨木市家庭保育施設等施設助成金は、次の条件を
付けて、金 円を交付します。

条 件

平成 年 月 日

茨木市長

印

様式第10号

平成 年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地
施設名
代表者名

印

茨木市家庭保育施設等施設助成金交付請求書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市
家庭保育施設等施設助成金を次のとおり請求します。

1 金額 円

